

文京区ふるさと納税に係る返礼品発送等支援業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

文京区では、令和6年4月からふるさと納税に係る返礼品発送等支援業務を行う委託候補事業者の選定を行います。

委託候補事業者の選定に当たっては、本区におけるふるさと納税による特別区民税の減収額が年々増加している中で、本区においても国に対して引き続き制度の抜本的な見直しを求めつつ、返礼品の充実、啓発の強化や寄附金の使途の充実を図っていくことが必要です。

さらに、①本区が提携するポータルサイトにおいて受け付けた寄附者、寄附金及び返礼品等に関する情報を寄附管理システムにより一元的に管理すること。②ワンストップ特例申請に関する業務等、寄附者対応に関する業務を行うこと。③返礼品の新規開拓、提供事業者への返礼品の発注等の業務を行うことが必要です。

以上の業務を遂行するに当たっては、ふるさと納税に関する高い専門知識を有し、本区の地域情報を的確に把握し、着実に本区のふるさと納税に繋げることが必要です。そこで、プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定します。

2 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) プライバシーマーク又はISO27001（ISMS）の認証を取得していること。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- * 令和7年度以後の契約については、今回選定し、契約する委託事業者の履行状況及び履行成績を総合的に評価した上で、令和6年度を初年度とする3年度を限度として、継続して契約を行うことができる。
- * 事業者選定後、令和6年3月31日までは準備期間とし、令和6年度に実施する返礼品に係る業務の準備行為等について別途委託契約を締結する。

4 委託内容

仕様書（案）のとおり

※ 別紙「仕様書（案）」については、本件の結果を踏まえ、委託候補事業者と協議の上、決定する。

5 提案限度額及び寄附想定額

(1) 提案限度額

15,200千円（税込み）

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

※返礼品の提供に係る費用の支払い分は、原則として、商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含むものとし、合計額が本契約の対象となる寄付金額の30%以内とし、返礼品の提供に係る費用の支払い分を除いたその他経費については、本契約の対象となる寄附金額の8%以内とする。

※区が直接契約する各ふるさと納税ポータルサイトの利用料及びクレジット決済等の各種決済手数料はこれに含まれない。

(2) 寄附想定額

40,000千円

※返礼品を要さない、ガバメントクラウドファンディングを目的とした寄附に関する業務は本委託内容の対象外とし、ガバメントクラウドファンディングを目的とした寄附は、上記寄附想定額に含まない。

6 スケジュール

	事 項	日 程
1	募集要項の公表	令和5年9月1日（金）
2	プロポーザル参加希望書提出期限	令和5年9月1日（金）～ 9月19日（火）17時
3	質問受付期間	令和5年9月1日（金）～ 9月20日（水）17時
	中間質問回答	令和5年9月11日（月）
4	質問回答	令和5年9月25日（月）
5	提出書類受付期間	令和5年9月29日（金）～ 10月3日（火）17時 ※ただし、9月30日（土）及び10月1日（日）を除く。
6	第一次審査（書類審査）	令和5年10月上旬又は中旬
	第一次審査結果通知発送 （全参加事業者）	令和5年10月中旬
7	第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和5年10月下旬
8	最終結果通知発送 （第二次審査全参加事業者）	令和5年11月中旬

9	令和6年度委託契約締結	令和6年4月1日（月）
---	-------------	-------------

7 提出書類の配布

(1) 配布期間

令和5年9月1日（金）から

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

区ホームページ「すばやく検索メニュー」→「事業者の方へ」→「事業者向けプロポーザル」

https://www.city.bunkyo.lg.jp/jigyosha/_13380.html

8 参加希望書の提出

本プロポーザル選定への参加を希望する事業者は、次のとおり「プロポーザル参加希望書」を提出し、上記書類の提出を本プロポーザルの申込要件とします。

参加希望書の提出	<p>「プロポーザル参加希望書」（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより、令和5年9月19日（火）17時（必着）までに送信してください。</p> <p>なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p><申込み先></p> <p>【電子メールアドレス】b100500●city.bunkyo.lg.jp</p> <p>※ ●を@に変換して、使用してください。</p> <p>【件名】ふるさと納税に係る返礼品発送等支援業務委託 プロポーザル選定参加希望書提出（事業者名）</p>
----------	---

9 質問の受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、委託候補事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。

また、受付期間を過ぎた後は、質問を一切受け付けません。

（質問受付期間）

受付期間	令和5年9月1日（金）から9月20日（水）17時まで
提出方法	<p>質問書（別記様式第2号）に記入の上、電子メールにより送信してください。</p> <p>なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p><提出先></p> <p>【電子メールアドレス】b100500●city.bunkyo.lg.jp</p> <p>※ ●を@に変換して、使用してください。</p> <p>【件名】ふるさと納税に係る返礼品発送等支援業務委託</p>

	プロポーザル質問（事業者名〇〇〇）
回答方法	受理した質問について、原則として、中間回答を令和5年9月11日（月）に、最終回答を令和5年9月25日（月）に行います。中間回答についてはホームページに掲載し、最終回答についてはメールにて「プロポーザル参加希望書」（別記様式第1号）の提出者全員に送付します。

10 申請書類及び作成方法

別紙「企画提案書等作成要領」を参照の上、次の書類を作成し、提出してください。

(1) 申込書類

内 容		様式番号	備 考
1	提出書類一覧表	別記様式第3号	
2	参加申込書	別記様式第4号	
3	企画提案書	任意様式	
4	実施体制計画書	別紙様式第5号	
5	業務実績（事業のパンフレット等を含む）	別記様式第6号	
6	プライバシーマーク等の登録証の写し （令和6年4月1日現在で有効期限内のもの）		
7	見積書	別記様式第7号	
8	法人概要・事業経歴		
9	法人代表者の履歴書		
10	辞退届	別記様式第8号	辞退する場合のみ提出

※ 別記様式は、区ホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/kihu/hurusatonouzei-proposal.html>

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製してください。

ア 提出部数等 9部（正本1部、副本3部、選定用ファイル5部）

イ 調製方法

- (ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。正本に添付する書類は、原本としてください。
- (イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。副本に添付する書類は、正本の写しとしてください。
- (ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入してください。
 なお、添付する書類は、上記(1)3～6の正本の写しとしてください。**ただし、添付する書類は事業者名が分からないようにしてください。**
- また、パンフレット等の事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗抹してください。
- (エ) 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則として、A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とします。
- (オ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。
- (カ) 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。
- (キ) そのほか、別紙「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

11 参加の受付及び提出方法

提出書類の受付については、以下のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

受付期間	令和5年9月29日（金）から10月3日（火）まで ただし、9月30日（土）及び10月1日（日）を除く。
受付時間	9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。
提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター16階南側 文京区総務部総務課
留意事項	<p>ア 令和5年10月3日（火）17時を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とします。</p> <p>イ 提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合があります。</p> <p>ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え、追加等の変更はできません。</p> <p>エ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。</p> <p>オ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。</p> <p>カ 提出された書類等は、一切返却いたしません。</p> <p>キ 区が提出された書類等を、プロポーザルによる事業者選定以外のために申込者に無断で使用することはありません。</p> <p>ク 一つの法人が複数の申込みをすることはできません。</p> <p>ケ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第8号）を令和5年10月10日（火）17時までに提出してください。</p>

12 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、企画提案書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行います。その際に使用するスクリーン及びプロジェクターについては区で用意しますが、パソコン等についてはご準備をお願いいたします。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行います。

なお、プレゼンテーションは、本事業の中心的役割を担う者が行うこととします。

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号、宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を提出してください。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。

なお、いずれの参加業者も区が設定した基準点を下回った場合は、順位にかかわらず委託候補者として選定しません。

13 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知します。

なお、第一次審査で選定された者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知します。

(3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 決定事業者名及び所在地
- オ 決定事業者が提案した見積金額
- カ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換えます。）

14 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は、区が判断します。

15 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

16 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とします。
- (4) 他の事業者等の申込等を妨害した場合は、失格とします。
- (5) (1)及び(3)に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

17 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に2の参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

18 提案内容の取扱い

区は、受託者が申込時に提案した内容を最大限尊重しますが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合があります。提案内容の変更や追加及び中止等の影響が委託料に及ぶ場合は、受託者と協議の上、委託料を変更することがあります。

19 第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内企業の活用に努めてください。

20 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章第2節等の規定により、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本施設の業務の委託を受けた者は、本施設の業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置を講じてください。

21 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

22 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。